

松戸市コミュニティバス広告掲載募集要領

1 募集内容

広告の種類	規格	掲載期間	掲載料（税込）	掲載範囲
車内ポスター	原則 B 3 横版	月単位	3,000 円／月	該当路線を運行する全車両に各 1 枚。
		14 日以上 の日単位	150 円／日	
車内チラシ	原則 A 4	14 日間	2,000 円／14 日間	該当路線を運行する全車両に各 100 枚。

随時募集しております。詳細は本市のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

2 掲載内容の制限

次に掲げる広告物は、掲載できません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

3 申込方法

松戸市コミュニティバス広告掲載申込書に必要事項を記載し、申込者の事業内容及び広告内容がわかる原稿案等の書類を添付のうえ、広告掲載希望日の3週間前までに、松戸市交通政策課に正・副2部を提出してください（複数の申込みをする場合は、広告ごとに申込書を提出してください）。

4 決定方法等

申込者の広告内容を審査し、その内容が適切であると認めるときは、当該申込者を掲載者として決定し、広告掲載結果通知書を送付します。

広告掲載期間は、広告枠の空き状況、広告主の希望により協議のうえ開始日を定め、最長で12か月以内とします。なお、実証運行期間の場合は、その期間内とします。

広告掲載申込書には、広告物の作成期間を踏まえて掲載希望期間を設定してください。

5 広告掲載料の納入

掲載者は、広告掲載希望日の1週間前までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して納入してください。

6 広告の作成等

広告の作成は、掲載者の責任において作成し、その費用は全て掲載者の負担となります。

7 広告物の提出

掲載者は、広告掲載希望日の1週間前までに、必要枚数の広告物を松戸市交通政策課に提出してください。

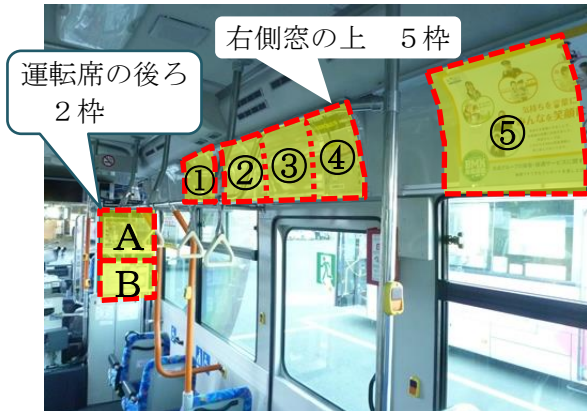
広告の種類	規格
車内ポスター	J I S B 3 (縦 364 mm 横 515 mm) 以内
車内チラシ	原則 J I S A 4 (縦 297 mm 横 210 mm) 縦横は逆でも可 吊り下げ用の穴を開けたもの

8 掲載方法

- (1) 車内ポスターの広告掲載は、市長が指定した広告枠内に掲載する方法により行うものとします。
- (2) 車内チラシの広告掲載は、チラシを車内に吊るす方法等により行うものとします。

9 掲載位置 (区画)

(1) 車内ポスター



(2) 車内チラシ



10 還付

既に納付された広告掲載料は、還付しないものとします。ただし、該当路線のバスが2日以上連続して終日運休したとき、その他市長が特に認めたときは、この限りではありません。

松戸市ホームページ



《申込み、問合わせ先》

松戸市 街づくり部 交通政策課

所在地 〒271-0072 松戸市竹ヶ花 136 番地の 2

電話 047-704-3996 F A X 047-704-4590

E メール mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp